

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年5月17日（令和6年（行個）諮問第77号）

答申日：令和6年10月4日（令和6年度（行個）答申第97号）

事件名：本人による健康保険傷病手当金支給申請に係る「保険者から提出のあった資料一式」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年2月8日付け関厚発0208第80号により関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「なすべき開示処分をなせ。」。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

具体的主張については開示文書ならびに行政処分庁の意見を聞いてから主張する。

最後に、情報公開・個人情報保護審査会設置法10条、行政不服審査法31条に基づく口頭意見陳述を申請する。双方の法に基づき口頭意見陳述をさせよ。なお、質問権の行使も予定する。関東信越厚生局、厚生労働省、総務省、情報公開・個人情報保護審査会は不当な法的権利を侵害するな。正当に権利を行使させよ。

（略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人（以下、第3において「請求人」という。）は、令和6年1月21日付け（同日受付）で、開示請求者として、処分庁に対して、法76条1項に基づき、「傷病手当金の審査請求にあたって、健康保険組合から提出された文書」について開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、令和6年2月8日付け関厚発0208第80号により原処分を行ったところ、請求人は、これを不服として、同

月 17 日付け（同月 21 日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分維持が妥当と考える。

## 3 理由

### (1) 本件個人情報の特定について

本件個人情報に係る開示請求は、請求人の傷病手当金に係る審査請求事件に関し、保険者から提出された資料及び保険者に発送した通知の開示を求めるものであり、処分庁において探索を行ったところ、別紙の 1 に掲げる本件文書が確認されたため、これらを本件対象保有個人情報として特定した。

### (2) 原処分における不開示部分について

本件対象保有個人情報が記録された本件文書について、原処分においては、請求人以外の特定の個人の氏名を不開示としている。

### (3) 不開示情報該当性について

上記(2)の不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するため、当該情報は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、かつ、同号ただし書きからハマでに該当する事情もないから、不開示を維持することが妥当である。

### (4) 請求人の主張について

請求人は、審査請求書において「なすべき開示処分をなせ。」と主張するが、原処分における不開示部分の不開示情報該当性については、上記(3)で述べたとおりであるため、その主張は失当である。

## 4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

## 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 5 月 17 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月 27 日 審議
- ④ 同年 9 月 9 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月 30 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の 1 (3) に掲げる文書に記録された保有個人情報の一部を法 78 条 1 項 2 号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、「なすべき開示処分をなせ。」と主張し、

別紙の2に掲げる本件対象保有個人情報の各不開示部分（以下、順に「本件不開示部分1」及び「本件不開示部分2」といい、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分1は、「健康保険傷病手当金支給申請書」という表題の文書の1枚目の枠外に記載された特定の個人の姓であり、本件不開示部分2は、「調査書」という表題の文書に記載された調査者の姓であると認められる。

本件不開示部分は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報であることが明らかな氏名であるから、法78条1項2号本文に定める情報に該当することが明らかであり、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。また、本件不開示部分は、個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求につき、その一部を法78条1項2号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件文書

開示請求者から受け付けた審査請求（計4件）に係る以下の文書

#### (1) 特定事件番号1 関係

ア 令和5年7月25日付けで保険者に発出した「審査請求事件に係る資料の追加について」

イ 令和5年7月26日付けで保険者に発出した「審査請求事件に係る資料の追加について」

ウ 令和5年8月3日付け（同年8月4日受付）で保険者から提出のあった資料一式

エ 令和5年8月18日付けで保険者に発出した「審査請求事件に係る資料の追加について」

オ 令和5年8月31日付け（同年9月1日受付）で保険者から提出のあった資料一式

カ 令和5年9月13日付けで保険者に発出した「審査請求について」

#### (2) 特定事件番号2 関係

ア 令和5年8月31日付け（同年9月1日受付）で保険者から提出のあった資料一式

イ 令和5年9月13日付けで保険者に発出した「審査請求について」

#### (3) 特定事件番号3 関係

令和5年9月26日付け（同年9月27日受付）で保険者から提出のあった資料一式

#### (4) 特定事件番号4 関係

令和5年9月26日付け（同年9月27日受付）で保険者から提出のあった資料一式

### 2 本件不開示部分

上記1（3）に掲げる文書に記録された保有個人情報のうち、次の部分。

(1) 3枚目の「健康保険傷病手当金支給申請書」との表題の文書の1枚目の枠外に記載された特定の個人の姓。

(2) 8枚目の「調査書」との表題の文書に記載された調査者の姓。